

令和6年 第3回臨時会

# 西川町議会会議録

令和6年 3月25日 開会

令和6年 3月25日 閉会

西川町議会

## 令和6年西川町議会第3回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	4
○提案理由の説明	5
○議案の審議・採決	6
○閉議・閉会の宣告	14
○署名議員	15

## 令和6年西川町議会第3回臨時会

### 議事日程(第1号)

令和6年 3月25日(火) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 30号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

議第 31号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 32号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 33号 西川町水沢温泉館条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 30号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

議第 31号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 32号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 33号 西川町水沢温泉館条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

について

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
4番	荒木俊夫議員	5番	佐藤仁議員
6番	佐藤光康議員	7番	大泉奈美議員
8番	佐藤耕二議員	9番	古澤俊一議員
10番	菅野邦比克議員		

欠席議員 3番 後藤一夫議員

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 町民税務課長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
商工観光課長 兼 かせぐ課準備室長	柴田知弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	松田一弘君	学校教育課長	安達晴美君
生涯学習課長	土田浩行君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	書記	阿部健彦君 (課長補佐)
書記	柴田歆那君		

[開会時刻 午前 9時30分]

---

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、これより令和6年西川町 議会第  
三回臨時会を開会します。

---

◎開議の宣告

○菅野議長 これから、本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、4番 荒木俊夫議  
員、5番 佐藤仁議員を指名します。

---

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

### ◎町長のあいさつ

○菅野議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 皆様おはようございます。

年度末の何かとお忙しい所、本日第3回臨時会を招集いたしましたところ、1名を除く9名のご参加をいただきましてありがとうございます。今回の急を要する条例の制定、変更がございますので臨時会を開催させていただきます。またこの間ですね、定例会終了後うれしいお知らせがございました。まず、吉川に更新する予定だったライスセンターのですね施設の更新、これの補助金がですね、みどり共創課の鈴木係長、渡邊課長に頑張ってもらって事業費で1億8千万の補助金を得ることが出来ました。また地元水沢区から要望のあった宿泊付きの食堂ですね、こちらデジタル田園の交付金の採択を受けることが出来ました。更に、70周年事業にも関係しますけれども、観光庁の補助金、なかなか難しいと言われている観光特別体験増設事業と云うものがございまして、こちらは10分の10補助金、こちらは商工観光課の木島主任がですね頑張ってもらって頂きました。しっかりご承認いただいた予算の財源をしっかりと確保できていると考えております。今後も補助金の採択結果が随時入りますので、折を見て皆様にもご説明いたしたいと思っております。本日は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う、関係する条例の改正など、急を要する事案が発生してまいりましたので、臨時会を招集いたしました。よろしくご審議をいただきまして、臨時会のあいさつとさせていただきます。

○菅野議長 以上で町長あいさつは終わりました。

---

### ◎議案の上程

○菅野議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第 30号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部

を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

議第 31号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第 32号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第 33号 西川町水沢温泉館条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 2号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上5議案を上程します

### ◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案についてご説明いたします。

議第30号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、規定の整備を図るため、提案するものでございます。

議第31号は、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。西川町民体育館分館の一部を普通財産に移管するため、提案するものでございます。

議第32号は、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。令和6年度からの第9期介護保険事業計画期間の介護保険料について定めるため、提案するものでございます。

議第33号は、西川町水沢温泉館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。水沢温泉館の改修に伴い、休憩室使用料の額を改正するため、提案するものでございます。以上ご説明申し上げましたが、詳細については、担当の課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 次に議会発議案の提案理由の説明を求めます。

九番 古澤俊一 議員

〔古澤俊一議員 登壇〕

○古澤俊一議員 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

発議第2号につきましては、西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。西川町課設置条例の一部を改正する条例の公布に基づき、規定の整備を図るため、提案するものです。以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第6、議案の審議・採決を行います。

議第30号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。佐藤健康福祉課長。

〔佐藤健康福祉課長 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第30号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について補足説明を申し上げます。条例案とは別に配布させていただいた、別紙令和6年西川町議会第3会臨時会議案説明資料の1ページをご覧ください。本条例の設定による改正の概要であります。令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、指定居宅サービス等の4つの基準が改正されることを受け、令和6年4月1日からの介護保険制度が、適切に運営されるよう、それぞれの基準に対応する4つの町条例においても、所要の改正を行うものであります。次に改正の内容であります。1ページに表で示しておりますが、この度の省令に基づき、表の左側の国の4つの基準が改正され、それぞれに対応する表の右側の4つの条例を改正するにあたり、それらをまとめて関係条例の整理に関する条例の設定により、一括して改正するものであります。本条例第1条は、西川町指定居宅介護支援等の事業の人員、及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、本条例第2条は、西川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、本条例第3条は、西川町指定介護予防支援等の事業の人員、及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、本条例第4条は、西川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正であります。続いて主な改正点を申し上げます。本来であれば、それぞれの条項に応じてご説明するところではありますが、改正内容が複数の条項にわたる場合もあり本資料に基づき主な改正点をご説明いたします。なお、資料のカッコ書きで示しているのが改正箇所の条項であります。①は指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングであります。これは、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けたうえで、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものであります。②は介護予防支援の円滑な実施であります。ひとつめは、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の、人員配置の基準を定めるものであります。ふたつめは、市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うにあたって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供をすることを定めるものであります。③は書面の掲示規制の見直しであります。事業所内の書面掲示を求めている事業所の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付けるものであります。④は身体的拘束等の適正化の推進であります。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、各サービスや支援において当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむ負えない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない事とし、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものであります。また、短期入所系サービスや多機能系サービスについては、委員会の開催や指針の整備研修の定期的な実施等の措置を、令和7年度から義務付けるものであります。⑤は管理者の兼務であります。提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲を、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものであります。⑥⑦は説明を省略いたします。⑧は協力医療機関との連携体制の構築であります。高齢者施設等内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで適切な対応が行なわれるよう、

在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために見直しを行うものであります。⑨は新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携であります。新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関とのあいだで、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものであります。⑩は説明を略いたします。⑪は生産性の向上等を通じた働きやすい職場作りであります。介護現場の生産性向上の取組みを推進する観点から利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付けるものであります。これには3年間の経過措置期間を設けております。⑫は公正中立性の確保のための取組みの見直しであります。事業者の負担軽減を図るため、前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合や各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合について利用者に説明し理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするものであります。⑬はケアマネージャー1人当たりの取扱件数であります。基本報酬による取扱件数との整合性を図る観点から指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネージャーを置くことが必要となる人員基準について見直すものであります。なお、この内容については、西川町指定居宅介護支援等の事業の人員、及び運営に関する基準等を定める条例施行規則により定めており、今回の条例改正に合わせ同規則も改正いたします。それでは改正条例に戻って頂きまして16ページの附則をご覧ください。附則の1は本条例の施行期日を令和6年4月1日とするものであります。附則の2から5は経過措置を記載しており、附則の2は重要事項の掲示に係る経過措置、附則の3は身体的拘束等の適正化に係る経過措置、附則の4は利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、附則の5は協力医療機関との連携に関する経過措置であります。以上の通りでありますのでよろしくご審議の上ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 30 号本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 31 号西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。担当課長の補足説明を求めます。土田生涯学習課長。

〔土田生涯学習課長 登壇〕

○土田生涯学習課長 議第 31 号西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。議案書及び新旧対照表をご覧ください。平成 26 年 3 月に策定しました町活用廃校舎基本利用計画が 10 年を経過し、その間施設の老朽化が進み修繕箇所が増えている状況にあります。これまでの西川町議会での議論によりまして避難所指定されていない西川町民体育館、入間分館は本来の処分するところを地元の要望によりまして、修繕が必要になるまでの利用をさせてほしいとしておりました。今般、屋根の修繕が必要になったことから行政財産の指定を外すものでございます。また、西川町民体育館、大井沢分館も避難所に指定されておらず、年間一度も利用されることがなかったことから行政財産である要件に欠け、その指定を外すものでございます。これにより両施設を普通財産として利活用するための変更でございます。この条例の施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日とするものです。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 31 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 32 号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。佐藤健康福祉課長。

〔佐藤健康福祉課長 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第 32 号西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。本条例の一部改正は第 9 期介護保険事業計画にもとづく介護保険料の改正を規定するものであります。市町村は介護保険法第 117 条第 1 項により、3 年を 1 期とする介護保険事業計画を定めるものと規定されております。今回この法律にもとづき、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に計画期間とする。西川町高齢者福祉計画第 9 期介護保険事業計画の策定を進めており、その概要は先日の議会全員協議会でご説明したところであります。今回の計画策定にあたり、国からは第 1 号被保険者の保険料の見直しに関し、介護保険制度の持続可能を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、第 1 号被保険者間での所得再配分機能を強化するとの指示があったところです。具体的には標準段階の 9 段階から 13 段階への多段階化、高所得者の保険料の引き上げ、低所得者の保険料の引き下げ等であります。それでは新旧対照表の 53 ページをお開き下さい。保険料の額を定める第 3 条では、期間を第 9 期介護保険事業計画である令和 6 年度から令和 8 年度に改め、各段階の保険料について第 1 号を 3 万円から 2 万 7 千 3 百円に、第 2 号を 4 万 5 千円から 4 万 1 千円に、第 3 号を 4 万 5 千円から 4 万 1 千 4 百円に改めるものであります。また新たに同条第 10 号 11 万 4 千円、第 11 号 12 万 6 千円、第 12 号 13 万 8 千円、第 13 号 14 万 4 千円を追加するものであります。第 5 条は保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定方法を規定しており、第 3 項は市町村民税世帯非課税者や、要保護者などになった場合の算定方法を定め、同項に介護保険法施行令の改正による第 38 条第 1 項の第 9 号から第 12 号までを追加するものであります。附則につきましては附則第 1 条を新設し、令和 6 年度から令和 8 年度までも引き続き被保険者の保険料の減額賦課に係る額の特例を定めるものであり、低所得層である第 1 号の保険料について、本来の年額保険料 2 万 7 千 3 百円を 1 万 7 千円に、第 2 号は第 2 段階の保険料 4 万 1 千円を 2 万 9 千円に、第 3 号では第 3 段階の保険料 4 万 1 千 4 百円を 4 万 1 千円にそれぞれ軽減するものであります。改正条例に戻っていただき 19 ページの附則をご覧ください。本条例の施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とするものであり

ます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決下さいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 32 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 33 号 西川町水沢温泉館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。大泉企画財政課長。

[大泉企画財政課長 登壇]

○大泉企画財政課長 議第 33 号 西川町水沢温泉館条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。はじめにこの条例を制定する目的についてであります。今年度の事業といたしまして、国の交付金を活用し水沢温泉館西側の休憩室を改修しておりますが、温泉、サウナ施設と共にコワーキング施設としての休憩室の利用促進、かせぐ施設として活用し、本条例の施設の設置目的であります町内経済の振興を図るものであります。つまり、ここにおいて町外から稼ぎ高齢者支援に回す財源を得ようとするものであります。それではお手元の新旧対照表 55 から 56 ページをご覧くださいと思います。これまでの大休憩室の使用料を無料とする為使用料の表から削除します。また、これまでの中休憩室及び小休憩室を休憩室に改めまして使用料につきましては別表の通り改正するものであります。57 ページ、また、備考欄に 1 時間に満たない場合の使用料、あるいは備品等の使用料を追加するものであります。続きまして議案書、本条例の 20 ページをご覧くださいと思います。附則につきましては施行期日を令和 6 年 4 月 1 日とするものであります。なお、本条例は使用料金の上限を設定するものでありまして、指定管理先が現場の意見や利用者の意見を踏まえて設定されるものであることを申し添えます。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決いただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 33 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 発議第 2 号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の補足説明を求めます。九番、古澤俊一議員。

[古澤俊一議員 登壇]

○古澤俊一議員 発議第 2 号 西川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。西川町課設置条例の一部を改正する条例の公布に基づき、各常任委員会が所管する課名等の規定の整備を図るものであります。条文についてご説明いたします。第 2 条第 2 号中商工観光課をかせぐ課、観光課に改め、第 18 条中委員長、公平委員会の各員長を委員長に改めるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認め本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

発議第 2 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。  
会議を閉じ、令和6年西川町議会第3回臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

[閉会時刻 午前 10時4分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員